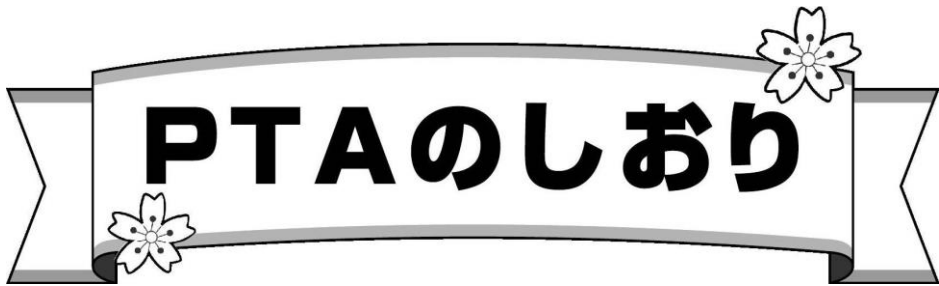
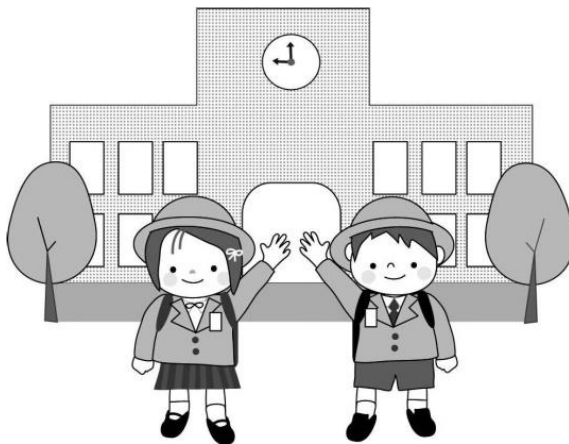


松ノ木小学校



令和5年度3月改訂



杉並区立松ノ木小学校PTA

松ノ木小学校保護者の皆様へ

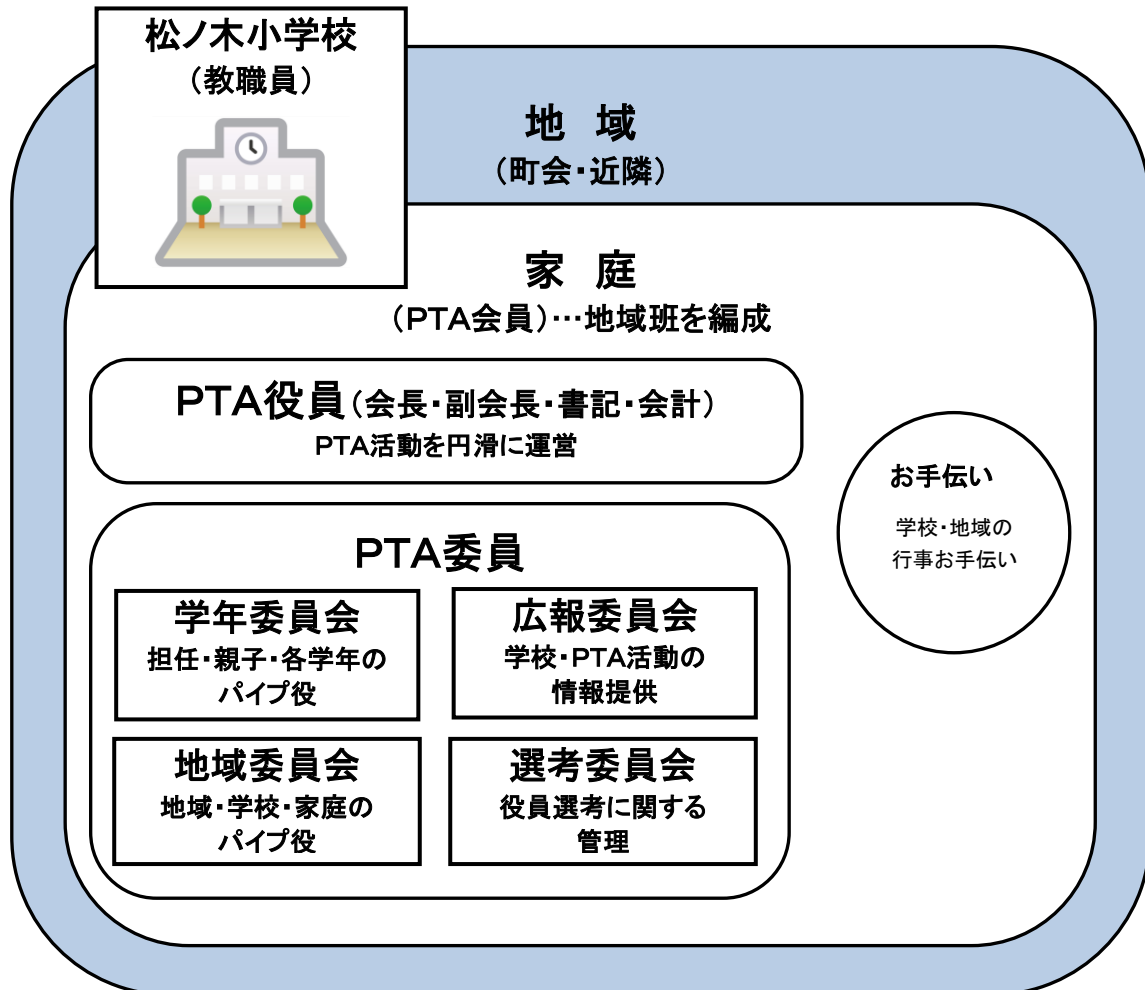
松ノ木小学校PTAは、学校に通う子どもたちの保護者と学校の教職員とで構成されています。互いに協力しあって、家庭と学校、そして、地域の中で子どもたちがしあわせに暮らせることを目的として活動しています。

在校生の保護者の方々には、PTA会員として、すでに多くのお力添えをいただいております。また、新たに松ノ木小学校へ通われる児童の保護者の皆様におかれましても、PTAご入会にご理解いただきたく存じます。

皆様が、積極的にPTA活動にご参加いただくことで、家庭と学校とのつながりが深まります。活気ある環境づくりをめざし、子どもたちが楽しい学校生活を送ることができますよう、PTA活動を実りあるものにしていきたいと、考えております。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

松ノ木小学校PTAとは…



PTA役員・委員の選出方法

【 PTA役員 】

1家庭1回以上、3年生以降に自動登録。
選考会において登録者の話し合いにより選出され、互選会にて役を決める。

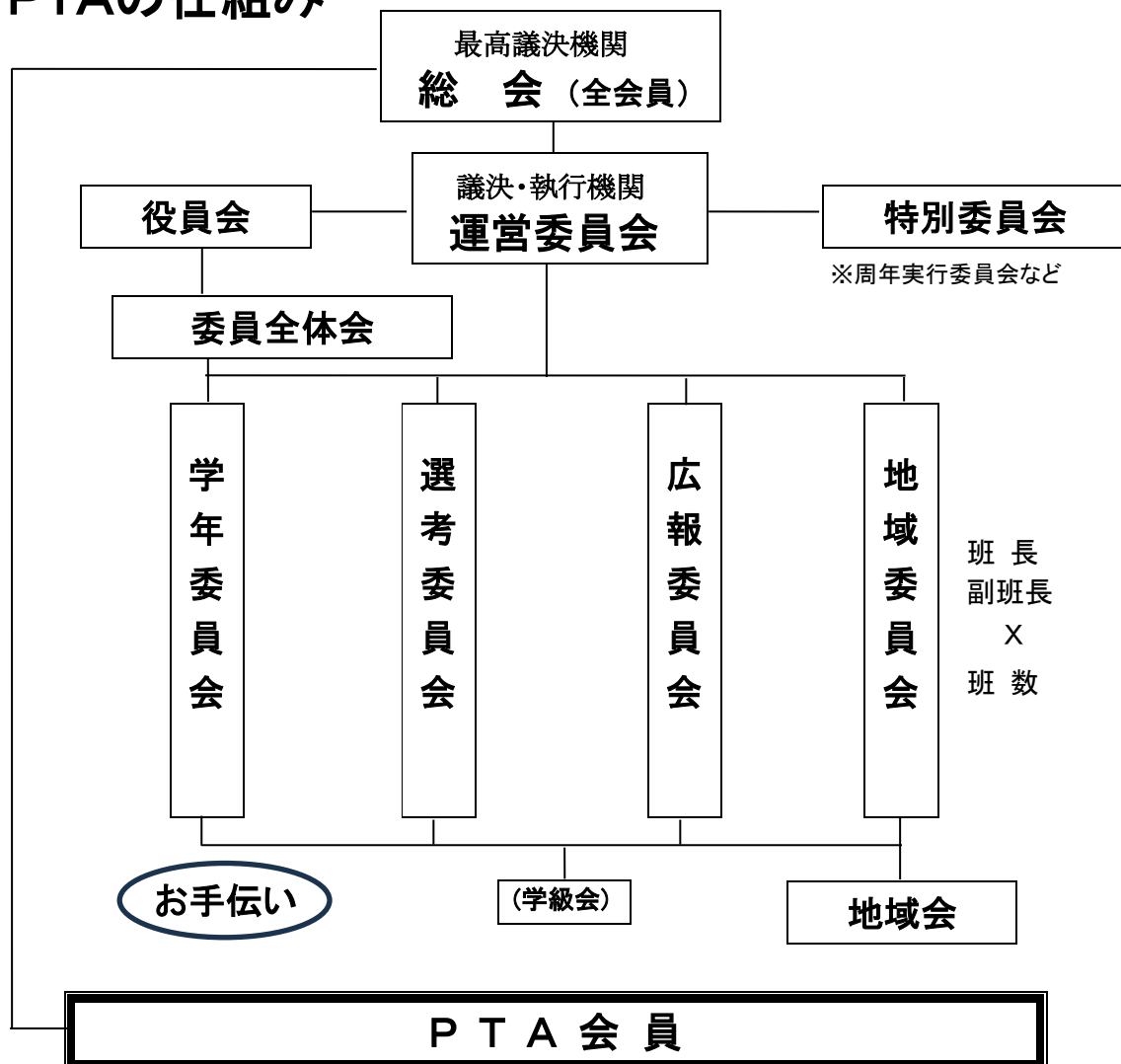
【 学年委員・広報委員・選考委員 】

1子(学年)1回以上、4月の保護者会にて選出。

【 地域委員 】

地域班編成の班長・副班長で構成される。
年度末に各班ごとで次年度の班長・副班長を決める。
正・副委員長以外は他の委員と兼任できる。

PTAの仕組み



【総会】

PTA全会員で構成される。PTAの活動のすべてを決定する最高議決機関。

【運営委員会】

役員と各委員会の正副委員長で構成される。総会に次ぐ議決機関。

【委員全体会】

役員と各委員会の委員で構成される。(但し、感染予防対策のため地域委員会については、正副委員長のみ参加。)議決機関ではなく、意見収集、報告の場。基本ルール説明書の内容確認、また各委員会の正副委員長の選出を行う。

PTAの主な活動内容

役員

PTA活動を円滑に運営していくために、委員会、行事などへの出席のほか、校内各会議の開催、校内行事の計画などを行います。

〈構成〉 会長(1名)、副会長(3名～4名)、書記(2名)、会計(2名)

〈校内行事〉 *PTA総会・委員全体会・運営委員会の開催・運営
*校内行事の開催
*PTA会費の管理
*外部団体との連携・関係行事など出席
*杉並区立小学校連合協議会(杉小P協)出席、運営

学年委員会

児童が充実した学校生活を安全に送れるよう、学年委員が協力して、学校・児童・保護者・PTAのパイプ役となります。

〈構成〉 各学級1名(ただし単学級学年の場合は2名)

〈委員会等会合〉 委員全体会(年1回)、学年委員会(年4～5回)

〈校内行事〉 *学年活動(年1回)実施案内・記録
*校内行事のお手伝い者募集

広報委員会

広報紙「PTA松ノ木」の編集発行に際して、インタビューや行事の取材等を行います。

〈構成〉 各学級1名

〈委員会等会合〉 委員全体会(年1回)
広報委員会(年5～6回程度、広報紙作成内容により変わる)

〈校内行事〉 *広報紙「PTA松ノ木」(年3号程度発行)
*取材・写真撮影・編集・発行
*PTA活動・部活動・PTA主催行事・学校行事の紹介他
*原稿作成(原案下書き→校正→印刷→発行)

選考委員会

役員登録制に関する管理、委員選出に関する名簿の管理、役員及び委員の選考時の進行等を行います。

〈構成〉 1から5年まで各学年1名

〈委員会等会合〉 委員全体会(年1回)
選考委員会(8回程度)、選考会9月・互選会10月

〈校内行事〉 *役員選考会・互選会の開催、進行
*役員・委員経験の登録・管理
*4月保護者会にて委員選出の進行

地域委員会

地域委員会地域班内の子どもの生活や環境についての情報交換を行います。

〈構成〉 各班より3名

※3名の中から班長1名、副班長2名を選出します。
(1、4、5班からは合計で4名)

〈委員会等会合〉 委員全体会(年1回)、地域委員会(年4回程度)

〈校内行事〉 *地域班名簿の作成・配布

*ラジオ体操準備・開催

*地域安全活動(ピーポくん管理、通学路の安全確認、安全マップ作成)

*次年度班長・副班長の選出

- * 各委員は委員全体会に出席し、各委員会の正副委員長(委員長・副委員長)を選出します
- * 各委員会の正副委員長と役員は、運営委員として運営委員会に出席します。また、松ノ木小学校震災救援所運営連絡会のメンバーに登録され、総会および訓練に参加します。



お手伝いについて

松ノ木小PTAには、学校や地域、関係団体等から年間を通してお手伝い要請が届きます。

以前は、年間予定を元に年度初めにPTA役員が会員の皆さまにご希望をお伺いし、一家庭1回以上のお手伝い担当行事を登録いただく「お手伝い登録制度」を実施しておりました。

令和5年度からは前年度のがくぷり導入を受けて、日程や詳細が決定しお手伝い要請があった場合にその都度参加可能な方を募集する方法に移行しました。

お手伝い要請は決して少なくありません。全員で協力して負担無く対応していけたらと考えておりますので、可能は範囲で、一家庭1回以上のご協力をよろしくお願いいたします。

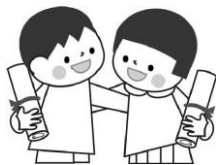
〈募集方法〉行事開催日の1ヶ月～2週間前を目途にがくぷりアンケートで募集

〈主な行事〉土曜授業の学校行事、ラジオ体操、杉並警察見守り隊 他

サークル活動について

バレーボール部、バトミントン部、野球部の活動もPTA活動の一環として行っています。

前年度PTA活動実績の詳細は、毎年の定例総会資料に添付します。



会員の皆様のご協力をお待ちしております

杉並区松ノ木小学校PTA会則

第1章 名称及び所在地

第1条 この会は松ノ木小学校PTAといい、その所在地を杉並区松ノ木 1-2-26 杉並区立松ノ木小学校に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教員が協力して、家庭と学校、社会における児童のしあわせを増進することを目的とする。

第3章 方針

第3条 この会は、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 政党的、宗教的、営利的な団体や事業と関係をもたない。
- (2) 児童の福祉増進のために活動する団体および機関と協力する。
- (3) 学校の人事や運営、管理に干渉しない。

第4章 活動

第4条 この会は、会の目的をとげるために次の活動を行う。

- (1) 教育に対する正しい理解を深めるために、会員の教養を高め、親睦をはかる。
- (2) 学校と家庭の緊密な連絡によって、児童の健康安全と生活環境の改善に努める。
- (3) その他、必要な活動を行う。

第5章 会員

第5条 この会の会員は、本校児童の保護者と教職員とする。

第6条 会員は、入会届けを提出しなければならない。

第6章 組織

第7条 役員

(1) 本会に次の役員を置く。

①会長1名、②副会長4名（内教員1名）、③書記3名（内教員1名）、④会計3名（内教員1名）

(2) ただし、以下の該当年度に関しては増員することとする。

杉並区立小学校連合協議会（以下、杉小P協とする）役員担当校・杉小P協分
区担当校該当年度、及び周年行事開催年度

(3) 役員の任務は、次の通りとする。

①会長は、本会を代表し、会務を統括する。

②副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。

- ③書記は、本会全体に関する事項の連絡及び記録する。
- ④会計は、本会の会計事務を行い、運営委員会で報告する。
- (4) 役員の選出は次の通りとする。
 - ①役員の選出は、別に定める役員選出に関する規定により選出し、全会員に承認を得るに必要な手続きを3月末までにする。
 - ②教員は、校長の責任で決定する。
- (5) 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。教員はこの限りではない。
- (6) 役員に欠員が生じた場合は、役員選出に関する規定により補充する。

第8条 委員

- (1) 本会には、次の委員を置く。
 - ①学年委員 各学級1名ずつ。ただし、単学級は2名。
 - ②広報委員 各学級1名ずつ。
 - ③選考委員 各学年1名ずつ。(1年～5年)
 - ④地域委員
- (2) 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。教員はこの限りではない。

第9条 総会

- (1) 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員で構成される。
- (2) 定期総会は、毎年度はじめに会長が招集し、次のことを行う。
 - ①前年度の活動報告と決算の承認。
 - ②新年度の活動計画と予算の承認。
 - ③その他、必要と認めたことを決める。
- (3) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は、会員の10分の1以上の要求があったときに開く。
- (4) 総会成立の定足数は、会員世帯の5分の1とし、委任状を認める。
- (5) 総会の議決は、出席者の過半数によって行う。

第10条 役員会

役員会は、第7条の(1)に定める全役員をもって構成し、必要に応じて開かれる。

第11条 運営委員会

- (1) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、役員、正副学年委員長、正副広報委員長、正副選考委員長、正副地域委員長及び教員代表で構成され、執行機関でもある。
- (2) 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、次のことを行う。
 - ①この会に必要な活動及び予算案などの議案を作成する。
 - ②必要に応じて、暫定予算、補正予算、予備費の支出を計画し、決定する。
 - ③必要に応じて、規定の制定と改正をする。
 - ④この会の目的にそった同好会の設置を認める。

⑤必要に応じて、特別委員会の設置を認める。

第12条 特別委員会

- (1) 特別委員会は総会、又は運営委員会の決定により、必要に応じて設けることができる。
- (2) この会は、会員で構成され、互選により正副委員長を決める。
- (3) 運営委員会内での出席、発言、決議権等は、その年の運営委員会に委ねる。

第13条 学年委員会

- (1) 学年委員会は、全学年委員と教員で構成され、互選により正副委員長を決める。
- (2) この会は、学年相互の意見を調整し、交流を図り、必要な活動をすすめる。
- (3) 学年委員
学年2名の学年委員は、学級相互の意見を調整し、学年活動をすすめる。

第14条 学級会

- (1) 学級会は、この会の基本組織であり、学級児童の保護者と担任で構成する。
- (2) 学級会での話し合いが基礎となり、会員が協力して必要な活動をすすめる。
- (3) 学級会は、会員相互の親睦を深め連帯意識を高める場である。
- (4) 学年委員、広報委員及び選考委員を選出し、担任は学年委員となる。

第15条 広報委員会

- (1) 広報委員会は、各学級の広報委員と教員で構成され、互選により正副委員長を決める。
- (2) この会は、広報活動をすすめ、必要に応じて開く。

第16条 地域委員会

- (1) 地域委員会は、各地域班で選出された正副班長と教員で構成され、互選により正副委員長を決める。
- (2) この会は家庭、学校、及び地域が協力して活動をすすめ、必要に応じて開く。
- (3) 地域合同集会は、必要と認めるとき、又は、地域会からの要請があったときに開く。
- (4) 児童の在学中に、未経験の家庭を優先に、1家庭1回以上（班の状況に応じて2回以上）、班長または副班長を選出する。

第17条 地域会

- (1) 地域会は、地域班の全会員と教員で構成される。
- (2) 各地域班に正副班長を置く。

第18条 選考委員会

- (1) 選考委員会は、6年生の保護者を除く各学年1名の選考委員と教員2名で構成され、互選により正副委員長を決める。
- (2) この会は、次年度の役員及び委員選出の業務を行い、必要に応じて開く。
- (3) 役員選出の方法は、別に定める役員選出に関する規定による。

第19条 学年委員会、広報委員会、地域委員会、選考委員会及び特別委員会の成立の定足数は、構成員の2分の1以上とする。

第20条 校長はすべての会議に出席して意見を述べることができる。

第7章 会計監査

第21条 会計監査

- (1) 運営委員会で、委員以外から適任者3名（保護者2名、教員1名）を選び会長名で依頼する。
- (2) 会計監査は、年1回の監査を行い、全会員に報告する。
- (3) 会計監査は、運営委員会に出席して意見を述べるができる。
- (4) 会計監査の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。教員はこの限りではない。

第8章 経 理

第22条 この会の活動に必要な経費は、会費でまかなう。

第23条 会費の額は、総会で決定する。

第24条 この会に必要な経理は、総会で認められた予算にしたがって行われる。

第25条 この会に必要な経理は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第26条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第27条 この会の会計については、別に定められた決まりに従って行う。

第9章 付 則

第28条 本会則は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は、総会の7日前までに全会員に知らせておかなければならない。

第29条 本会則は、昭和49年4月1日から施行する。昭和53年3月10日一部改正・施行する。昭和62年3月11日一部改正し、同年5月13日施行する。平成元年3月14日一部改正し、同年4月1日施行する。平成6年3月15日第6章の第7条組織から第27条までを改正し、同年4月1日施行する。平成19年5月31日第6章組織の第7条役員の一部改正・施行する。平成22年6月4日一部文言を改正・施行する。平成25年6月7日第6章第16条(4)を追加し改定・施行する。令和2年10月16日第6章第18条を追加し一部改正・施行する。

役員選出に関する規定

第1条 役員を選出については、P T A会則第7条(4)①、(6)及び第18条(3)の規定に基づき、この規定によって行う。

第2条 役員を選出方法

(1) 役員候補者は1年から5年までの次年度役員登録者の話し合いにより選出する。

(2) (1)により推薦された役員候補者の中で互選により役を決める。

(3) 役員の補充

① 会長が欠員となったときは副会長が就任する。

② 会長以外の欠員は役員及び選考委員の話し合いにより決定する。

③ 任期は前任者の残任期間とする。

(4) 杉並区松ノ木小学校P T A会則 第6章 第7条(2)内において増員となる理由を、事前に書面にて周知したうえ選考会で説明する。

第3条 役員承認

互選された役員は、全会員の過半数の信任をもって承認されたこととする。

付則

本規定は令和2年10月16日から施行する。

防犯パトロール会 会則

[平成29年6月30日制定]

(名称)

この会は、昭和49年4月1日に施行された、杉並区松ノ木小学校PTA会則第11条に基づき設置された、松ノ木小学校PTAが運営する「防犯パトロール会」と称する。

(目的)

この会は、松ノ木小学校児童が通学する地域における、地域安全活動（防犯・地域パトロール）を目的とする。

(地区)

この会の活動地区は、松ノ木小学校校区を中心とする範囲とする。

(本部)

この会の本部を松ノ木小学校PTAに置く。

(事業)

この会は上記目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域パトロールの実施（学年委員会が運営）
- (2) 地域安全活動（地域委員会が運営）
ピーポーくん、安全マップ
- (3) その他上記（1）（2）に付随する事業活動

(会員)

本会員は、松ノ木小学校PTAに属する者から適正人数を選出する。

(役員)

本会役員は、松ノ木小学校PTA役員が兼務する。

(任期)

役員任期は原則1年間とし、再任することができる。

(会議)

本会の会議は次の通りとする。

- (1) 定期総会
- (2) 役員会
- (3) その他、松ノ木小学校PTAが必要と認めた会議を含む

(定期総会)

定期総会は会員世帯の5分の1以上の出席をもって総会成立となり、毎年6月に開催する。尚、総会の議事次第は、都度事前に運営委員会を通じて決定する。

(臨時総会)

臨時総会は、松ノ木小学校PTA会則で定める運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

(役員会)

役員会は必要に応じ会長が随時開催を要請することができる。

(会計)

本会の会計年度は松ノ木小学校に準ずる事とし、毎年度監事の監査を要する。

(会費)

杉並区松ノ木小学校PTA会則第22条に定めるとおりとする。

令和2年10月16日一部改正施行する。

松ノ木小学校PTA慶弔内規

[昭和60年3月12日制定]

会員の慶弔は、次の規定によって行う。

- 1 教職員会員が結婚したときは、3,000円をおくる。
- 2 会員（父母・教職員）及び児童が死亡したとき5,000円をおくる。
- 3 教職員会員の配偶者が死亡したときは、3,000円をおくる。
- 4 会員及び児童が特別の災害にあったとき、その被害に応じて、最高3,000円を限度として、その都度運営委員会にはかり、決定しておく。（例えば、火事、風水害、交通事故等）
- 5 松ノ木小学校教職員会員以外の職員については、死亡したとき3,000円をおくる。特別災害にあったとき、その都度運営委員会にはかり、2,000円をおくる。
- 6 教職員会員やその配偶者の両親が死亡したときは、弔意電報をおくる。
- 7 規定外の件や特に考慮を要するときは、運営委員会で協議決定する。ただし、緊急の場合は、会長の専決事項で執行する。

平成6年9月一部改正施行する。

松ノ木小学校PTA 個人情報取扱いに関する基本方針

松ノ木小学校PTA（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知する。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとする。

松ノ木小学校PTA 個人情報取扱方法

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法は、松ノ木小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

（指針）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

（利用目的）

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1）会費請求、管理等のための連絡
- （2）本会の事業に関する文書等の送付
- （3）本会役員・委員・会員名簿等の作成

（用語の定義）

第5条 本取扱方法における用語の定義は次のとおりとする。なお、本取扱方法における用語は、他に特段の定めがない限り法令等の定めに従う。

（1）「個人情報」とは、生存する個人に関する情報のうち、以下のいずれかに該当し、本会が業務上取り扱うすべてのものをいう。

- ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
- ②個人識別符号が含まれるもの

- (2) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱に特に配慮を要する個人情報をいう。
- (3) 「法令等」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および関連する政令ならびに個人情報保護委員会が定める規則およびガイドラインをいう。
- (4) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(個人情報の取得)

第6条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
 - (2) 電話番号
 - (3) その他必要とするもので同意を得た事項
- 2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第7条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第8条 個人情報は、本会役員および各委員会（正副委員長）が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第9条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第10条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 個人情報を第三者（第10条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 第三者（第10条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第13条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第16条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、平成30年6月22日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会あるいは運営委員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。